## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年 法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき,障害者就労施設等 が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るために必要な 方針を定めるものとする。

2 用語の定義

本方針において,使用する用語は,法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設(生活介護,就労移行支援,就労継続支援を行う入所施設)
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - 工 就労移行支援事業所
  - 才 就労継続支援事業所 (A型·B型)
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者 雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
  - イ 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所の要件

- (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
- (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
- (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者,知的障害者及び精神障害者の割合が30 パーセント以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造,役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)
- 5 調達の対象となる物品等及びその目標額

障害者就労施設等から調達する物品等及び目標額については次のとおりとする。ただ

し、下記に記載のない品目であっても、障害者就労施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。

(対象物品等) 食品類,農作物類 860千円

## 6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの情報をもとに、市機関及び業務委託先等へ受注可能物品等の情報提供を行い、発注機会の増加を図ると共に、市ホームページ・広報誌等による情報発信及び販売機会の提供を行うものとする。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページにより公表するものとする。
- (2) 調達実績については、翌年度5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページにより公表するものとする。

## 8 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。